

岩手県県南広域振興局
世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平（ひら）」着ぐるみ貸出要領

1 趣旨

この要領は、世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平（ひら）」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものです。

2 貸出の方針

着ぐるみは、世界遺産平泉に関するPR活動に使用することを目的としていることから、本目的の遂行に支障を生じない範囲において、この要領に定める条件等に適合する場合に、貸出を許可することとします。

3 使用者

使用することができる者は、次のとおりとします。

- (1) 岩手県、県内各市町村、県内各市町村観光協会及び物産協会、県内各市町村商工会議所及び商工会
- (2) 平泉に関するPRに寄与すると認められる活動のために使用しようとする団体で、県南広域振興局（以下「県南局」という。）が適当と認める者

4 貸出内容

3に規定する者が使用することができる着ぐるみの内容は、「貸出資材一覧（ケロ平）」（別紙1）のとおりとします。

5 貸出の方法

- (1) 県南局の使用を妨げない範囲において使用することができるものとします。したがって、貸出を許可した場合においても、県南局が着ぐるみを使用することとなった場合は、許可を取り消すこととし、この場合、貸出許可を受けていた者に損害が生じても、県南局はその責を負わないこととします。
- (2) 貸出を申請する者は、県南局に、電話、メール等により使用予定期間、使用目的を告げ、他に使用予定がないことを確認後、『岩手県県南広域振興局 世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平（ひら）」使用申請書』（別紙2）を提出するものとします。なお、申請の受付は使用予定日の2ヶ月前からとします。
- (3) 使用申請書の提出があった後、貸出の可否について申請者に連絡いたします。なお、同一時期に複数の申請があった場合は、原則として先着順とします。

6 受取・返却

借受者は、原則として、県南局に来所の上、受取、返却することとします。来所できない場合、運搬に要する費用は借受者負担とします。

7 貸出期間

1回の貸出期間は、1週間を超えないものとします。ただし、県南局が特に認める場合は、この限りではありません。

8 使用料

使用料は、無料とします。

9 貸出許可の条件

貸出許可の条件は、次のとおりとします。

- (1) 使用するイベント等において、平泉に関するPRの内容を含めること。可能な限り、「ケロ平」の名刺を配布し、配布した場合は配布枚数を報告のこと。
 - (2) 着ぐるみは、直接風雨にさらされるような場合は、屋外での使用は行わないこと。
 - (3) 転貸しないこと。
 - (4) 使用後は、速やかにスーツを洗濯（※洗濯の方法は、別紙1に記載。）のうえ、返却のこと。
 - (5) 着ぐるみ返却時には、『活動報告書』（別紙3）を提出のこと。提出された報告書に基づき、県南局において、ケロ平SNS（FB及びツイッター）に当日の様子等を投稿することとする。
 - (6) 借受者は、貸出資材を善良な管理のもとに使用するものとし、貸出資材を紛失または破損した場合は、原状回復に係る費用を負担すること。
 - (7) その他、県南局が特に付した条件に従って、使用すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出すことができません。
- (1) 貸出場所において、着ぐるみの汚損又は破損が予見される場合
 - (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (3) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
 - (8) ケロ平のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) ケロ平の利用が適当でないと認められる場合
 - (10) イベントの内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
 - (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
 - (12) その他、県南局がケロ平の貸出について適当でないと認める場合
 - (13) 特定企業の商品の販売促進だけを目的としている場合（ただし、岩手県が「後援」「協力」などの形で関与しているもの、県南局がケロ平及び世界遺産平泉の認知度向上に寄与すると判断した場合を除く）
 - (14) 個人的なイベント（結婚式や還暦のお祝いなど）の場合

10 条件違反等に対する措置

借受者が、9に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の貸出は許可しないものとします。この場合、借受者に損害が生じても、県南局はその責を負わないものとします。

11 留意事項

貸出しに係る留意事項は次のとおりとします。

- (1) 貸出資材の使用にあたっては、必ず介助者を同伴させること。
- (2) 貸出資材の着脱にあたっては、破損しないよう細心の注意を払うと共に、熱中症になる恐れがあるので、連続して長時間着用しないこと。
- (3) 着ぐるみの大きさに適合しない長身の者が無理に着用しないこと。(適正身長170cm以下。)

12 その他

この要領に定めがない事項については、県南局と別途協議するものとします。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行します。